

静岡市における 再犯防止の推進について

令和3年11月16日

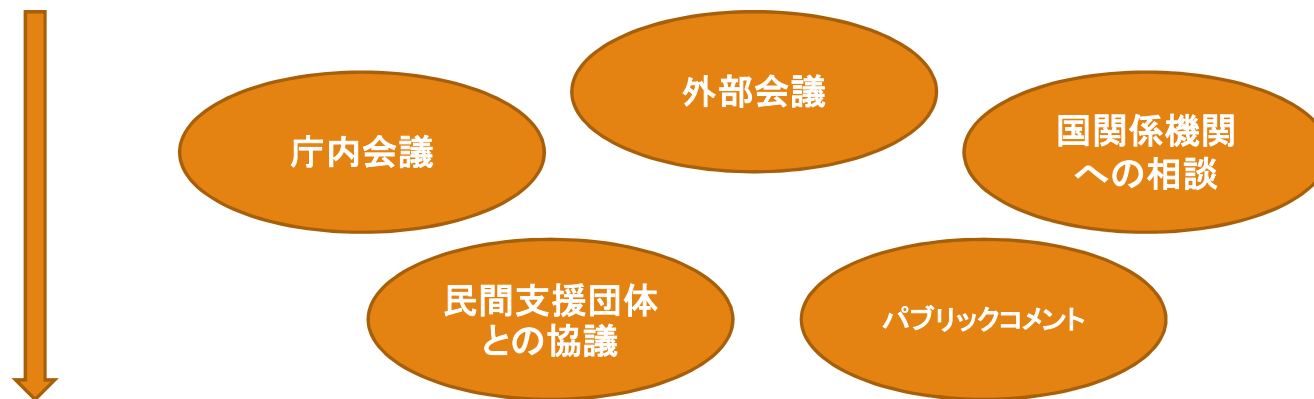
静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部
福祉総務課

静岡市再犯防止推進計画の策定

H28 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行

H29 「再犯防止推進計画」策定

R2. 3月に「静岡県再犯防止推進計画」策定



R3. 3月に「静岡市再犯防止推進計画」策定

静岡市再犯防止推進計画

計画の基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指す。

計画の特徴

○ 市民が市民に寄り添う支援

SDGsハブ都市として市民との協働で「誰一人取り残さない」地域社会を

○ 国の関係機関との連携

市内に静岡刑務所、駿府学園(少年院)、静岡少年鑑別所の3矯正施設

再犯防止相談支援事業

計画策定の中で・・・

- 出所者や釈放された後、福祉的な支援につながらない人がいる
- 社会復帰に向けて踏み出したけれども長続きしない人がいる

R3から「再犯防止相談支援事業」を開始

特徴的なものとして「付添い支援」「伴走型支援」

付添い支援①

付添い支援とは

満期出所や起訴猶予等で保護観察が付かない方を対象に

行政等の支援窓口につき添い、支援を必要とする方を福祉的支援につなげる

※ 更生保護に理解のある市民の方を「再犯防止推進員」に委嘱

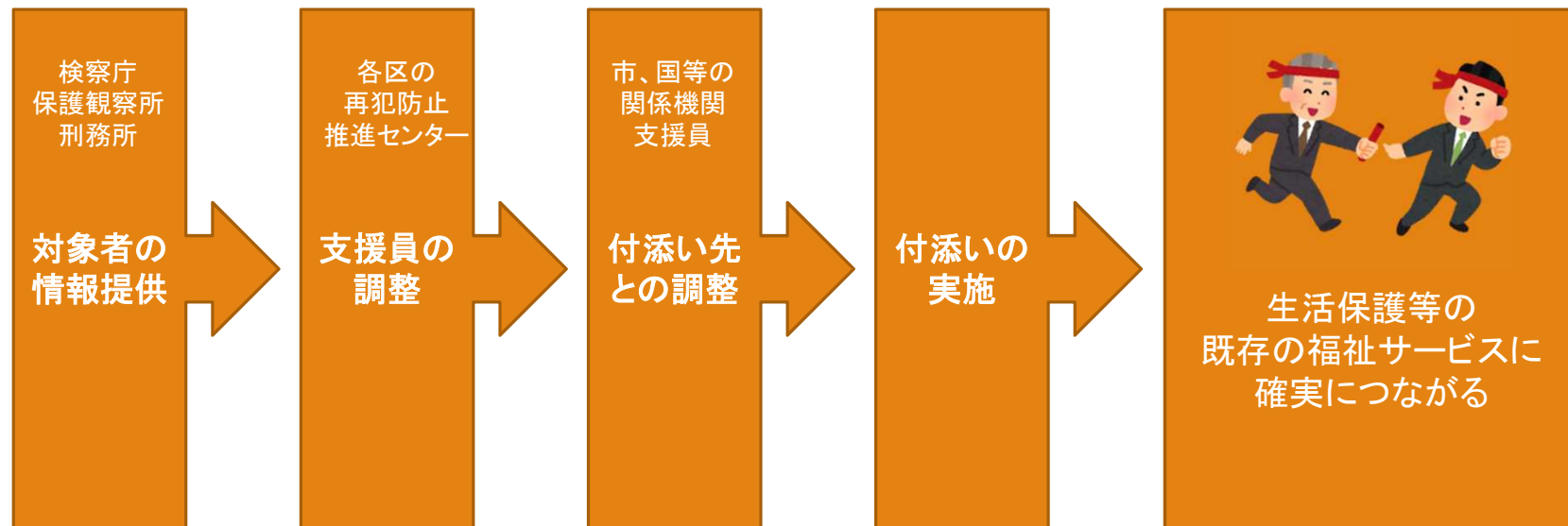
愛称「よりそい支援員」 保護司の方を委嘱

※ 各区の更生保護サポートセンターを市の「再犯防止推進センター」に位置付け

付添いを行う再犯防止推進員の調整等を各区の保護司会に委託

※ R3事業予算 830,000円

付添い支援②



付添い支援③

実績 : 11月8日(月)の時点で3件、いずれも生活保護の申請

※ そのうち1件は満期出所者 ⇒ 付添いの約束をするも現れず

※ 本人の希望に応じて支援

今後 : ① 対象者が刑務所や警察署にいる間に支援員が一度面談に
⇒ 将来への不安を払しょく、社会復帰を具体的にイメージ

② 保護司以外にも付添い支援の担い手を拡大
⇒ 社会復帰を果たした人等、対象者が支援を受けやすい人を

伴走型支援①

伴走型支援とは

生活困窮者自立相談支援事業に関わる職員が伴走
面談、電話連絡、訪問等で1月に1, 2回程度、対象者の様子をうかがう
必要に応じ、適切な支援につなげる

- ※ 出所後2年間を目途として伴走型の支援を実施
- ※ 再犯防止伴走型支援実施業務として静岡市社会福祉協議会に委託
(生活困窮者自立相談支援事業も同協議会に委託)
- ※ R3事業予算 1,650,000円

伴走型支援②



生活困窮者
自立相談支援事業
による伴走

6か月～1年



再犯防止の
観点からは
期間が短い

既存の制度では伴走が足りない部分をフォロー

困りごとを把握した場合、円滑に支援につなげる



伴走型支援③

実績 : 11月8日(月)の時点で1件、付添い支援の対象者

※ 本人の希望に応じて支援

※ 伴走型支援を終了する時期は慎重に決定

今後 : ① 制度の周知

⇒ 対象者が「支援を受けたい」という気持ちになるかが重要

② 再犯防止に向けた支援方法の検討

⇒ 対象者がどのような状態になれば再犯を避けられるか

事業を実施して・・・

国の関係機関との連携が必須

静岡地方検察庁、静岡保護観察所

静岡刑務所 ふるさと納税の返礼品に登録



⇒ 市と「国との適切な役割分担」(法第4条第2項)とは

今後も試行錯誤を継続 ⇒ 静岡市再犯防止推進協議会を設置予定

御清聴ありがとうございました

